

恵庭市体育施設条例の一部改正について

恵庭市体育施設条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和7年11月27日提出

恵庭市議会議員 柏野大介 新岡知恵

記

恵庭市体育施設条例の一部を改正する条例

恵庭市体育施設条例（平成17年条例第22号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案																
第1条～第18条 (略)	第1条～第18条 (略)																
別表(第7条関係) (1)～(4) (略) (5) 市民スキー場	別表(第7条関係) (1)～(4) (略) (5) 市民スキー場																
<table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">使用料</th></tr><tr><th>大人</th><th>小人</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	区分	使用料		大人	小人	(略)			<table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">使用料</th></tr><tr><th>大人</th><th>小人</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	区分	使用料		大人	小人	(略)		
区分		使用料															
	大人	小人															
(略)																	
区分	使用料																
	大人	小人															
(略)																	
備考 (1) (略) (2) 大人は中学生以上とし、小人は小学生以下とする。ただし、 <u>小学校入学前の者</u> は _____、 無料とする。 (3)～(7) (略) (6) 市民スキー場(学校授業で使用の場合)	備考 (1) (略) (2) 大人は中学生以上とし、小人は小学生以下とする。ただし、 <u>学齢に達しない者、市内に居住する小学校の児童及び市内に居住する中学校の生徒の使用料は、</u> 無料とする。 (3)～(7) (略) (6) 市民スキー場(学校授業で使用の場合)																

現行				改正案	
区分	使用料			区分	使用料
	高校生以上	中学生	小学生		高校生以上
学校授業1日券	500円	300円	250円	学校授業1日券	500円

備考

(1) 使用料には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

(2) 学校授業1日券は、当日限りとする。

(3) 学校授業1日券は、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校及び専修学校(以下「学校等」という。)であって、市内の学校等が教育活動等のために使用する場合とする。この場合において、当該学校等の引率者については、使用料を無料とする。

(1) 使用料には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

(2) 学校授業1日券は、当日限りとする。

(3) 学校授業1日券は、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校及び専修学校(以下「学校等」という。)であって、市内の学校等が教育活動等のために使用する場合とする。この場合において、当該学校等の引率者については、使用料を無料とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。